

群馬県立勢多農林高等学校 部活動方針

1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

運動部14部、文化部8部及び農業部23部を設け、それぞれ顧問教師1名以上、生徒に部長、副部長若干名をおく。

(2) 活動日及び活動時間について

① 週当たりの休養日の設定

- ・少なくとも週1日以上以上の休養日を設定する。(詳細は各部の活動計画による)
- ※大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準ずる。
- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。(詳細は各部ごとの活動計画による)

③ 活動時間

- ・合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、平日では原則として2～3時間程度で練習を終える。
- ・学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)では、原則として3時間程度で活動を終える。
- ・練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休息時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

④ 朝練習

- ・朝練習を行う場合は、生徒の自発的発想から活動するものとし、遠距離通学等を考慮し、保護者の承諾を得て計画的に無理のない範囲で行う。

⑤ その他

- ・定期考査1週間前は部活動を行わない。実施する場合には、試験前部活動実施予定に記入し、管理職の許可を得る。

3 安全管理と事故防止

(1) 事故防止の留意点

- ① 校長及び顧問は、県教育委員会の「部活動における重大事故防止のための安全対策ガイドライン」を活用し、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意する。

② 校長及び顧問は、複数の部活動がグラウンドで行われる際の安全対策として、安全な活動場所を確保するとともにグラウンド使用のルールの明確化等の安全対策を行う。また、部活動における顧問の関わり方について確認するとともに、事故発生時及び未然に防ぐための対応として、職員研修の実施や危機管理マニュアルの見直し、AED設置場所の検討を行う。

③ 顧問は、生徒自身が安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保したりすることができるようにする。

(2) 熱中症事故の防止

校長は、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度））等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。なお、校長及び顧問は、部活動において、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、生徒の健康管理を徹底すること、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

(3) 事故への対応

校長及び顧問は、万一、事故が発生した場合には、適切な応急手当を行い、状況によっては負傷者を医療機関に搬送することや二次災害を食い止めるなど、事故による被害を最小限にとどめるよう努める。また、日頃から校内等の緊急体制が有効に機能するよう全教職員の役割分担や手順を明確にしておくとともに、AEDの配置場所についても周知徹底する。

4 経費

(1) 活動に当たる経費を生徒会費から補助する。

(2) 各部において部費を徴収する場合もある。ただし、徴収する場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その取り扱いは、以下のとおりとする。

- ① 年間複数回、部費を徴収し、複数回支払いがある部は、通帳と出納簿を作成する。
- ② 通帳や現金は、校内の鍵のかかる場所に保管する。
- ③ 年度末には会計報告を行う。
- ④ 会計の管理は一人では行わず、必ず複数の顧問で行う。

5 参加する大会等について

(1) 県高体連や高野連・高文連の主催大会、各種機関が主催するコンクール大会や発表会、県・市主催、各種団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、参加に要する費用の多寡、生徒の心身の健康についても考慮して、参加する大会等を精選すること。

(2) 顧問が引率して参加すること。

(3) 宿泊を伴う場合や県外の大会などに参加する場合は、保護者からの参加同意書を得ること。

6 部活動運営

(1) 外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減

のためにも、校長の了解の下、外部指導者を活用する。ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

(2) 部活動検討委員会について

適切に部活動を実施するため、学校職員、保護者、地域スポーツ関係者、地域文化関係者、地域医療関係者等で組織する部活動検討委員会を設置する。設置に当たっては、学校評議員会などを活用する。委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。